

平成28年度認定こども園(1号認定)、私立幼稚園 新入園児

市内認定こども園(1号認定子ども)、私立幼稚園の新入園児を募集します。入園希望の方は、直接各園に申し込みください。入園願書などは、各園で配布します。

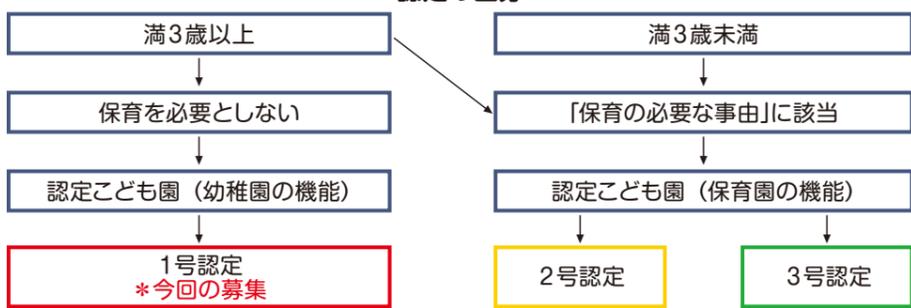
Table with 4 columns: 園名, 願書受付開始日, 所在地, 電話番号. Lists various kindergartens like せんだい幼稚園, 青山幼稚園, etc.

なお、市ホームページ上にある「リンク集」内の「幼稚園・保育園」から、各園のホームページを見ることが出来ます。認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保育が必要と認められた子ども(2号・3号認定)が幼保連

\*みくに幼稚園は定員に達したので、平成28年度の募集はありません。\*認定こども園・私立幼稚園の区分は、10月1日現在(予定)です。

携型認定こども園を利用する場合は、市役所への申し込みとなります。この場合の申し込みについては、次号の広報紙でお知らせします。

認定の区分



自衛官

【種目】陸上自衛隊高等工科学校生徒 【人員】260人 【資格】平成28年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子で、中学校卒業(平成28年3月に中学校卒業見込み含む) 【受付期間】11月1日(日)〜平成28年1月8日(金) 【試験日】平成28年1月23日(土) 【問合せ】自衛隊鹿児島地方協力本部薩摩川内出張所 電話(22)2401

相談

行政書士による無料相談

【要予約】 お悩みの方は、気軽に相談してください。 【時】 11月1日(日)10時〜15時 11月15日(日)10時〜15時 【所】 プラッセだいわ川内店(矢倉町) 2階会議室 【内容】 相続、贈与、遺言、金銭貸借など契約全般、成年後見財産管理、離婚、交通事故などの損害保険請求、行政手続き全

一般の支援

\*必ず電話で予約してください。 【予約・問合せ】 行政書士民事法務研究会事務局 電話(253)0911

認知症相談会

認知症についての相談などを行います。 【時】 11月4日(水)13時30分〜16時

【所】 祁答院保健センター 【対応者】 認知症地域支援推進員

【対象】 本人・家族 他 【参加料】 無料 【申込締切】 11月2日(月) 【申込方法】 電話

【申込・問合せ】 本庁高齢・介護福祉課介護給付G(内線2676)

地域包括支援センター 電話(24)3331

弁護士無料法律相談

【要予約】 県弁護士会所属の弁護士による無料法律相談を実施します。 【時・所】 11月12日・26日の各木曜日13時〜16時・本庁2階相談室 11月20日(金)13時〜16時・川内文化ホール

【定員】 各日先着6人 【予約開始】 11月2日(月)から 【予約方法】 電話

\*受付時間は、平日9時〜17時 \*安易なキャンセルは、遠慮ください。

【予約・問合せ】 県弁護士会 電話(226)3765

司法書士無料法律相談

【要予約】 秘密は固く守られます。ぜひ、相談してください。 【時】 11月27日(金)13時〜16時

【所】 本庁2階相談室

【相談員】 県司法書士会所属の司法書士

【内容】 主に多重債務に関する相談、その他金銭貸借など契約全般に関する相談 \*相談日には、必ず当事者本人が来場ください。 【定員】 先着6人 【予約開始】 11月2日(月)から 【予約方法】 電話

\*受付時間は、平日8時30分〜17時15分

【予約・問合せ】 本庁保護課生活支援相談G(内線2572)



財産・登記無料相談

【要予約】

県司法書士会所属の司法書士による、無料法律相談を実施します。 【時】 11月13日(金)13時30分〜16時30分

【所】 総合福祉会館(永利町) 【内容】 財産・登記に関する相談、その他金銭貸借など契約全般に関する相談

【対象】 本市に居住する方(法人は除く) \*相談日には、必ず当事者本人が来場ください。 【定員】 先着6人(1人30分)

【予約・問合せ】 社会福祉協議会本所 電話(22)2355

お知らせ

義援金にご協力ください

本市では、「台風18号等大雨災害」により被災された関東・東北地方の方への義援金を受け付けています。 【期間】 11月30日(月)までの平日 【時間】 8時30分〜17時15分 【所】 本庁2階案内前または各支所

社会福祉協議会本所または各支所

【問合せ】 本庁障害・社会福祉課社会福祉G(内線2171)

マイナンバー制度の開始に伴い、手続きなどが変わります

10月5日からマイナンバー制度が開始されました。また、平成28年1月からは、希望者に対し、個人番号カードの交付が始まります。これに伴い、次のとおり、取り扱いが変更になります。

■住民基本台帳カード向け電子証明書の終了について 窓口での住民基本台帳カード(以下、住基カード)向け電子証明書の発行などの業務が、12月22日(火)17時で終了します。 \*現在使用されている住基カード向け電子証明書は、その有効期限まで利用できます。 それ以降に電子証明書の発行を希望される方は、個人番号カードを申請していただくこととなります。 \*電子証明書とは、偽造やなりすましを防ぐため、電子データ上で持ち主の情報を証明できるものです。

■個人番号カード向け電子証明書について 個人番号カードには電子証明書が標準搭載されます。この電子証明書を使い、住民票の写しなどのコンビニ交付サービスが利用できるようになります。(平成28年2月運用開始予定) \*同カードの交付申請の際に、「電子証明書の発行を希望しない」を選ぶと、コンビニ交付が利用できなくなりますので、注意してください。

■手数料の新設などについて 各カードを紛失・焼失または著しく損傷した場合などの再交付手数料は次のとおりです。 \*通知カードの再交付手数料 1件につき500円

▼個人番号カードの再交付手数料 1件につき800円 \*平成28年1月から、住基カードを利用して、住民票の写しや戸籍証明などの交付を受ける場合、従来あった交付手数料の50円割引は、廃止になります。

【問合せ】 本庁市民課住民G(内線2542・5982)